

事業場内最低賃金に関する労使協定書

株式会社〇〇〇〇 と、株式会社〇〇〇〇 労働者代表 〇〇 〇〇 は、
下記の通り協定する。

- 当社における最も低い賃金は、時間給または時間換算額 〇〇〇円とする。
ただし、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 7 条に基づく最低賃金の
減額の特例許可を受けたものを除く。
- 試用期間中の者は前項の賃金額を適用せず、試用期間満了後は前項に定め
る賃金額を適用する。

本協定は、令和〇年〇月〇日 から 実施する。

令和〇年〇月〇日 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

令和〇年〇月〇日 株式会社〇〇〇〇

労働者代表 〇〇 〇〇 印